



令和4年度 第2四半期 信用保証業務概況

千葉県信用保証協会

会長 吉野 毅

令和4年10月25日

令和4年度第2四半期 業務概況

資金需要は引き続き落ち着いて推移する一方、代位弁済は依然として増加傾向

- ✓ 令和4年9月末時点の保証承諾実績について、件数は**12,386件(前年比96.7%)**、金額は**1,759億円(前年比91.8%)**となりました。千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」による資金繰り支援が一巡したことで、依然として資金需要は落ち着いています。
【参考】コロナ前の各年度9月末時点の保証承諾実績 令和元年度:2,147億円 平成30年度:2,433億円 平成29年度:2,299億円
- ✓ 令和3年4月(1兆5,780億円)をピークに保証債務残高は減少しており、令和4年9月末時点での保証債務残高は**1兆4,630億円**です。
- ✓ 利用企業者数は令和4年4月をピークに減少に転じていましたが、再び増加に転じ、令和4年9月末時点で**48,836企業**であり、**県内中小企業者120,789企業(※)の40.4%**に相当します。※平成30年11月30日経済産業省公表数値
- ✓ 返済が困難となった中小企業者に代わり金融機関に立替払いをする代位弁済の金額は、令和4年9月末時点で**93.6億円(前年比158.5%)**となりました。代位弁済は令和3年度下半期から増加傾向にあり、注視が必要と考えます。

【表1】令和4年9月末時点業務概況

(単位:件, 百万円, %)

	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比
合計	12,386	96.7	175,881	91.8	112,523	100.0	1,463,028	94.7	598	134.4	9,359	158.5

令和4年度第2四半期 保証承諾の状況

【表2】制度別保証承諾状況

(単位:百万円, %)

【表3】業種別保証承諾状況

(単位:百万円, %)

【表4】金融機関群別保証承諾状況

(単位:百万円, %)

	令和4年9月末時点		
	保証承諾額	前年比	構成比
協会制度	71,574	120.3	40.7
普通保証	44,421	131.7	25.3
経営安定関連保証	4,468	111.1	2.5
借換保証	3,100	137.9	1.8
中小企業特定社債保証	1,672	72.1	1.0
流動資産担保融資保証	362	90.2	0.2
危機関連保証	0	-	0.0
災害関係保証	0	-	0.0
東日本大震災復興緊急保証	0	-	0.0
経営力強化保証	1,536	198.4	0.9
創業関連保証	243	137.9	0.1
伴走支援型特別保証	8,612	297.0	4.9
その他	7,160	-	4.1
県制度	92,479	76.9	52.6
サポート短期資金	22,014	107.6	12.5
セーフティネット資金	1,743	34.6	1.0
セーフティ・震災復興	0	-	0.0
事業資金運転	38,959	124.3	22.2
事業資金設備	3,245	132.7	1.8
小規模事業資金	11,320	104.2	6.4
経営力強化資金	104	-	0.1
創業資金	2,203	99.6	1.3
新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金	12,414	190.0	7.1
その他	477	-	0.3
市町村制度	11,828	98.6	6.7
合計	175,881	91.8	100.0

	令和4年9月末時点		
	保証承諾額	前年比	構成比
製造業	17,890	91.5	10.2
建設業	54,692	91.3	31.1
卸売業	34,676	101.2	19.7
小売業	18,555	89.3	10.5
運送倉庫業	8,827	81.0	5.0
不動産業	13,290	99.2	7.6
サービス業	27,255	84.9	15.5
その他	696	91.2	0.4
合計	175,881	91.8	100.0

	令和4年9月末時点		
	保証承諾額	前年比	構成比
都市銀行	3,548	79.8	2.0
地方銀行	90,214	92.6	51.3
第二地銀	35,594	92.2	20.2
信用金庫	40,257	88.9	22.9
信用組合	6,067	104.4	3.4
信託銀行	0	-	-
その他	202	159.3	0.1
合計	175,881	91.8	100.0

- ✓ 協会制度「伴走支援型特別保証制度」及び千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」が堅調に利用されています。詳細は本資料6ページをご覧ください。【表2】
- ✓ 創業を予定している方や創業間もない中小企業者を対象とした千葉県制度「創業資金」は保証承諾金額が令和4年9月末時点で**22.0億円(前年比99.6%)**と、近年の実績と比較すると底堅く推移しています。【表2】
【参考】千葉県制度「創業資金」の各年度9月末時点の保証承諾実績
令和3年度:22.1億円 令和2年度:13.9億円 令和元年度:12.8億円
平成30年度:10.6億円
令和4年度も、同制度の保証料率は通常の0.8%から0.4%に割引されており、ご利用いただきやすい保証制度となっています。
- ✓ そのほか、コロナ前から利用されている協会制度「普通保証」や千葉県制度「事業資金運転」が中心となっています。【表2】
- ✓ 業種別保証承諾について、多くの業種で前年を割る実績となっていますが、卸売業は前年比101.2%の実績となりました。【表3】

令和4年度第2四半期 代位弁済の状況



【表5】制度別代位弁済状況

(単位:百万円, %)

【表6】業種別代位弁済状況

(単位:百万円, %)

【表7】金融機関群別代位弁済状況

(単位:百万円, %)

	令和4年9月末時点		
	代位弁済額	前年比	構成比
協会制度	3,627	137.0	38.8
普通保証	1,236	89.3	13.2
経営安定関連保証	821	249.5	8.8
借換保証	404	224.0	4.3
特定社債保証	30	617.4	0.3
流動資産担保融資保証	20	-	0.2
危機関連保証	94	34.3	1.0
災害関係保証	0	-	0.0
東日本大震災復興緊急保証	80	79.8	0.9
経営力強化保証	308	533.6	3.3
創業資金	0	-	0.0
伴走支援型特別保証	60	-	0.6
その他	575	-	6.1
県制度	5,250	177.6	56.1
サポート短期資金	246	105.7	2.6
セーフティネット資金	676	168.7	7.2
セーフティ・震災復興	31	185.7	0.3
新型コロナウイルス感染症対応特別資金※	2,415	282.1	25.8
事業資金運転	1,339	124.2	14.3
事業資金設備	102	72.3	1.1
小規模事業資金	279	134.1	3.0
経営力強化資金	0	-	0.0
創業資金	62	269.4	0.7
新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金	79	-	0.8
その他	21	-	0.2
市町村制度	482	160.2	5.1
合計	9,359	158.5	100.0

	令和4年9月末時点		
	代位弁済額	前年比	構成比
製造業	858	90.2	9.2
建設業	3,501	167.2	37.4
卸売業	1,597	271.6	17.1
小売業	672	52.0	7.2
運送倉庫業	1,328	1,315.9	14.2
不動産業	197	173.8	2.1
サービス業	1,207	158.0	12.9
その他	0	-	-
合計	9,359	158.5	100.0

	令和4年9月末時点		
	代位弁済額	前年比	構成比
都市銀行	636	345.5	6.8
地方銀行	4,057	112.5	43.3
第二地銀	2,199	170.2	23.5
信用金庫	2,209	350.5	23.6
信用組合	197	121.1	2.1
信託銀行	0	-	-
その他	61	217.3	0.7
合計	9,359	158.5	100.0

✓ 千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」の令和4年9月末時点における代位弁済金額は**24.2億円(構成比25.8%)**です。【表5】

また、制度創設以来の代位弁済件数及び金額は、**319件・54.4億円**です。

【参考】千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」の保証承諾件数及び金額の累計は**44,893件・8,571億円**です。なお、同制度は令和3年3月31日申込受付分をもって終了しました。

✓ 業種別の代位弁済金額の構成比と保証債務残高の構成比を比較すると、**建設業、卸売業、運送倉庫業**において、代位弁済金額の構成比が上回りました。【表6、8】

【表8】業種別保証債務残高構成比 (単位:%)

令和4年9月 構成比	
製造業	11.7
建設業	26.9
卸売業	15.9
小売業	13.1
運送倉庫業	6.4
不動産業	7.0
サービス業	18.6
その他	0.4
合計	100.0

※信用保証料の補助あり、補助なしを合算した実績

令和4年度第2四半期のトピックス①

ゼロゼロ融資等を受けた中小企業者に対するアフターフォローに注力しています

- ✓ コロナ禍で積みあがった債務の円滑な返済履行を支援するべく、当協会では成長サポート部伴走支援チームと保証部が中心となり、ゼロゼロ融資等を受けた中小企業者に対するアフターフォローに注力しています。

伴走支援チーム

- ✓ ゼロゼロ融資の返済が令和5年度に開始する先のうち、当協会が定めた一定の基準を満たす中小企業者約500先を対象に現地訪問・電話ヒアリングにより課題や経営支援ニーズの発掘を行っています。

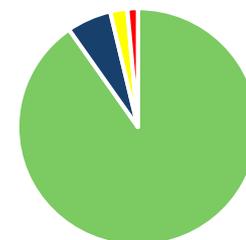
トスアップ

専門家派遣等の経営支援が必要と判断される場合に、伴走支援チーム等の成長サポート部にトスアップします。

保証部

- ✓ 伴走支援チームの対象となっていない中小企業者のうち、金融機関から提出される業況報告書(※)の記載内容が一定の基準に該当する中小企業者をアフターフォローしています。
※新型コロナウイルス感染症に関連した保証制度等を利用した中小企業者に対して金融機関が訪問・ヒアリングを行い、その報告書として業況報告書を作成していただいています。

- ✓ 伴走支援チームと保証部において、令和4年9月末時点で両部署合計356先の上述の対象中小企業者に対して、現地訪問・電話ヒアリングを行いました。
- ✓ 伴走支援チームでは、現地訪問・電話ヒアリングの際にゼロゼロ融資の返済見込みについてアンケートを行っており、約90%の中小企業者から返済懸念はないとの回答が得られました。(全体の結果は右の円グラフ)
- ✓ 現地訪問・電話ヒアリングで把握した経営課題やニーズに合わせて、当協会職員による資金繰り相談や、必要に応じて、中小企業診断士等の専門家を派遣して経営改善計画の策定支援や経営課題の相談を行っています。
特に専門家を派遣しての支援は、令和4年9月末時点で59先となっています(仕掛中を含む)。
- ✓ その他の部署も含め当協会全体でポストコロナに向けて中小企業者への支援に注力してまいります。



- 返済懸念なし…90.4%
- 不明…6.0%
- 返済条件の変更が必要…2.3%
- 返済不可…1.4%

関東経済産業局、中小企業活性化協議会及び当協会の3者間で、 経営支援・再生支援における連携深化に向けた協定を締結しました

- ✓ 関東経済産業局、千葉県中小企業活性化協議会及び当協会の3者間において、令和4年9月16日付で、「**中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定**」を締結しました。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等に苦しむ中小企業者に対して、**収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援をさらに促進する**べく、本連携協定を締結することにより、3者間の連携深化を図ります。
- ✓ 連携協定の内容は以下のとおりです。
 - (1) 連携深化の前提としての対話と支援対象・内容の共有
 - (2) 信用保証協会を起点とした中小企業活性化協議会との連携
 - (3) 中小企業活性化協議会を起点とした信用保証協会との連携
 - (4) 経済産業局を起点とした中小企業活性化協議会・信用保証協会との連携
 - (5) 中小企業及び経営者個人の破産回避に向けた積極的な連携
 - (6) 外部意見を積極的に取り入れた更なる質向上の取組
- ✓ 本連携協定は、各都道府県の活性化協議会、信用保証協会及び管轄する経済産業局を当事者として、都道府県単位で締結されています。
- ✓ これまで連携支援体制を構築してきた千葉県中小企業活性化協議会と当協会に加え、関東経済産業局も含めた連携協定を締結することにより、連携支援体制を一層深化させ、中小企業・小規模事業者の課題解決に貢献してまいります。

伴走支援型特別保証制度の保証承諾実績が500億円を突破しました

- ✓ 協会制度「伴走支援型特別保証制度」及び千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」の保証承諾実績が制度創設以来の合計で、**件数は2,366件、金額は533億円**となりました。
なお、協会制度「伴走支援型特別保証制度」は639件・214億円、千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」は1,727件・318億円です。
- ✓ 協会制度「伴走支援型特別保証制度」及び千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」は実質無利子・無担保融資の後継として、令和3年4月1日に取扱いが開始された制度です。
- ✓ 両制度の特徴は、**中小企業者が金融機関との対話により策定した経営行動計画書を踏まえ、金融機関が原則として四半期毎に行うフォローアップを通じて、中小企業者に継続的な伴走支援を行うことです。**
- ✓ 協会制度「伴走支援型特別保証制度」は令和4年10月1日から、保証限度額が6,000万円から**1億円**に引き上げられました。（千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」は令和4年10月18日から、貸付限度額が6,000万円から**8,000万円**に引き上げられました。）

事業承継特別保証制度等のEBITDA有利子負債倍率要件が緩和されました

- ✓ 令和4年8月31日付で、**経営者保証が不要である事業承継特別保証制度、経営承継借換関連保証**ほか、一定の財務要件を満たす場合に経営者保証が不要となる一部の保証につきまして、財務要件の一つである**EBITDA有利子負債倍率要件(※)**が、**10倍から15倍に緩和**されました。
※会社の健全性を表す指標であり、有利子負債の返済能力を示します。 $(借入金・社債 - 現預金) \div (営業利益 + 減価償却費)$ で計算されます。
- ✓ **事業承継特別保証制度**及び**経営承継借換関連保証**は経営者保証が不要であり、事業承継を行う上での阻害要因を軽減できる保証で、円滑な事業承継を支援します。

【本資料に関するお問い合わせ先】

千葉県信用保証協会 企画部

経営企画課 担当：竹花・細川

TEL：043-221-8185

- 個々の金額は四捨五入し百万円単位にしたものです。そのため個々の金額と合計額が一致しない場合があります。
- 構成比の数値は、小数点第二位を四捨五入したものです。そのため、構成比の合計が100%にならない場合があります。